

兵庫県立大学名誉フェロー称号授与規程

(趣旨)

第1条 この規程は、兵庫県立大学（以下「本学」という。）における名誉フェロー（以下「名誉フェロー」という。）の称号の授与について定めるものとする。

(授与対象者)

第2条 名誉フェローの称号は次の各号のいずれかに該当する者に授与する。ただし兵庫県立大学名誉教授の称号を授与された者を除く。

- (1) 本学に教職員、学生等として所属又は在学した者であって、特に優れた教育研究業績により国内外で高い評価を受けた者
- (2) 本学に教職員、学生等として所属又は在学した者であって、政治、経済、産業、芸術、文化、スポーツ等の各界において顕著な功績があった者
- (3) 本学の国際交流に寄与した功績が特に顕著である者
- (4) 本学の運営及び経営に特に顕著な貢献があった者
- (5) その他学長が特に顕彰することが適当と認める者

(推薦)

第3条 学長でない副理事長（以下「副理事長」という。）、理事、副学長及び学部長等は、前条第1号から第4号のいずれかに該当すると認められる者(以下「候補者」という。)があるときは、名誉フェロー候補者推薦書(様式1)に、当該候補者の略歴、業績及び功績に関する調書を添えて学長に推薦することができる。

- 2 前項の場合において、副理事長、理事、副学長及び学部長等が推薦するときは、副理事長、理事、副学長にあっては大学本部における全体会議、学部長等にあっては当該学部等の教授会の意見を聴かなければならない。

(審査)

第4条 第2条第5号に該当する者があったとき、または第3条の規定による推薦があったとき、学長は、名誉フェロー審査委員会（以下「審査委員会」という。）を設置し、その審査を付託するものとする。

- 2 前項の審査委員会の設置については、別に定める。

(交付)

第5条 名誉フェローの称号を授与するときは、名誉フェロー称号記（様式2）を交付するものとする。

(称号授与の取消)

第6条 名誉フェローの称号を授与された者が、その名誉をけがす行為があったときは、学長は、審査委員会の議を経て、称号の授与を取り消すことができる。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、名誉フェローの称号の授与に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第2条第1号及び第2号に定める本学とは、兵庫県立大学の前身である神戸商科
大学、姫路工業大学、兵庫県立看護大学、姫路短期大学を含めるものとする。